

返戻金について

当社の紹介により就職した者が入社後 3 カ月未満の本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還いたします。

勤続年数	返還する紹介料の割合
入社 3 カ月未満	50%

ただし、返戻金は求人者と当社の間により別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業所許可番号 / 22-ユ-300886